

岩手県告示第 411 号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 88 号）附則第 2 項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあつては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

区 分			単 位	利用料金		
宿 泊 室	基本利用料金		1 日までごとに 1 室につき	円 6,000		
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 日までごとに 1 人につき	500		
		一般	1 日までごとに 1 人につき	1,000		
会議室			9 時から 12 時まで	1,200		
			13 時から 17 時まで	1,600		
			9 時から 17 時まで	2,800		
研修室			9 時から 12 時まで	4,900		
			13 時から 17 時まで	6,600		
			9 時から 17 時まで	11,500		
調理体験室			9 時から 12 時まで	2,100		
			13 時から 17 時まで	2,800		
			9 時から 17 時まで	4,900		
多 目 的 ホ ール	入場料等を徴収しない場合		9 時から 12 時まで	10,900		
			13 時から 17 時まで	14,600		
			9 時から 17 時まで	25,500		
	入場料等を徴収する場合		興行として行うものでない場合		9 時から 12 時まで	16,400
					13 時から 17 時まで	21,900
					9 時から 17 時まで	38,300
			興行として行うものである場合		9 時から 12 時まで	32,800
					13 時から 17 時まで	43,900
					9 時から 17 時まで	76,700
テ ン ト サ イト	一般サイト	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	1,000		
		一時使用	1 区画につき	500		
	世界のテント	宿泊	1 日までごとに 1 区画につき	3,000		
		一時使用	1 区画につき	1,500		
バーチャルモーションライド	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒		1 人 1 回につき	150		
	一般		1 人 1 回につき	300		
シャワー			1 人 1 回につき	100		

備考 1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。

2 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金及びバーチャルモーションライドの利用料金は、無料とする。

- 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
テント	宿泊	1日までごとに1張につき	円 1,000
	一時使用	1張につき	500
炊事用具	宿泊	1日までごとに1式につき	500
	一時使用	1式につき	250
寝袋	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1個につき	100
	一般	1日までごとに1個につき	200
自転車	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1台につき	100
	一般	1台につき	200
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1式につき	100
	一般	1式につき	200

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

- 2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。